

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年1月号 | No. 1/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

シンガポール：シンガポール知的所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

シンガポール知的所有権庁（IPOS）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d) に従い、2015 年 1 月 1 日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始した旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a) に含まれます。

さらに、当該官庁は 2015 年 6 月 1 日から PCT-EASY 形式の願書を伴う国際出願を受けなくなる旨、国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は 2015 年 1 月 15 日に公示（PCT 公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（PCT 出願人の手引 附属書 C（SG）が更新されました。）

上記により、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 13 となりました¹。

PCT—特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

欧州特許庁とカナダ知的所有権庁、イスラエル特許庁、メキシコ工業所有権機関、シンガポール知的所有権庁との新しい試行プログラムの開始

2015 年 1 月 6 日に、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての欧州特許庁（EPO）と以下の官庁は、新しい PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

カナダ知的所有権庁
イスラエル特許庁

本パイロットでは、ISA 又は IPEA としてのカナダ、イスラエル、EPO のいずれかの官庁によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、残りの国又は地域の国内（広域）段階で早期審査を利用可能です。

¹ ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CL, RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/MY, RO/NZ, RO/SE, RO/SG

また、同日に、EPO と以下の官庁は、新しい PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

メキシコ工業所有権機関
シンガポール知的所有権庁

本試行プログラムでは、ISA 又は IPEA としての EPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、メキシコ又はシンガポールの国内段階で早期審査を利用することが可能です。さらに、メキシコやシンガポールの国内出願や当該国に移行した PCT 国際出願の手続きにおいて得られた国内成果物に基づき、EPO で早期審査を請求することも可能です。

上記 PCT-PPH 合意に関する詳細情報は以下のリンク先をご覧ください。

EPO とカナダ：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219.html>

http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr02160.html

<http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03893.html>

（英語）

<http://www.opic.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/fra/wr03893.html>

（仏語）

EPO とイスラエル：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219a.html>

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Patents/Pages/PPH.aspx>

EPO とメキシコ：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219b.html>

EPO とシンガポール：

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20141219c.html>

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatIsIntellectualProperty/Whatisapatent/Applyingforapatent/PatentProsecutionHighwayPPH.aspx>

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土曜日、日曜日
2015 年 1 月 1 日及び 2 日
2015 年 4 月 3 日及び 6 日
2015 年 5 月 25 日
2015 年 9 月 10 日
2015 年 9 月 24 日
2015 年 12 月 24 日、25 日、31 日

これらは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。他の官庁の 2015 年における閉庁日は下記 PCT ウェブサイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェア (2015 年 1 月 1 日付け Version 3.51.066.242) が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は次の PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、先の出願の謄本を提供するために提出したり請求したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局に対して請求できます。

これまでの DAS システムでは、出願人がウェブポータルで官庁がアクセスすることを許可する必要がありました。現在、全ての参加官庁が、書類を取得する官庁に“アクセスコード”を送付することによってアクセス権が付与される新しいシステムに移行しました。その結果、2014 年 12 月 19 日に、これまでの DAS ウェブポータルは廃止され、WIPO アカウントが必要な新しいバージョンに変わりました。DAS を利用するためにこの新しいポータルにアクセスする必要はありませんが、そこでは本システムに関する有益な情報を提供いたします。中でも注目すべきは、官庁が実際に優先権書類を取得したかどうかを確認するために、優先権書類のアクセス履歴を追跡することが可能となりました。新しい DAS ウェブポータルのデモ版は次のリンク先からご利用いただけます：

<https://webaccess.wipo.int/dasapplicantdemo>

PCT 最新情報

- AU : オーストラリア (国際型調査と仮保護に関する規定、)
BE : ベルギー (インターネットアドレス)
BW : ボツワナ (官庁の名称、所在地、電話番号、E メールとインターネットアドレス、手数料)
CO : コロンビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
EP : 欧州特許庁 (手数料)
ES : スペイン (手数料、国の安全に関する規定)
FR : フランス (国の安全に関する規定)
GB : 英国 (インターネットアドレス)
GE : グルジア (管轄国際調査及び予備審査機関—イスラエル特許庁の仕様に関する説明)
IL : イスラエル (手数料)
JP : 日本 (手数料)

2015年3月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30枚を超える1枚ごとの手数料、手数料表の項目4に基づく減額の円への換算額が変更になります。

(PCT出願人の手引 附属書C (JP) が更新されました。)

- KR : 大韓民国 (電子形式の国際出願の出願及び手続に関する要件、手数料)
PE : ペルー (管轄国際調査及び予備審査機関)
RS : セルビア (仮保護、手数料)
SA : サウジアラビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
SC : セーシェル (Eメールアドレス、手数料)
SG : シンガポール (電子出願、手数料)
US : アメリカ合衆国 (管轄国際機関)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、日本国特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

取扱手数料 (イスラエル特許庁、日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

WIPO Pearl ビデオ

PCT Newsletter 2014年10月号の2ページに掲載した、WIPO Pearl (特許文献で使われている科学技術用語にアクセス可能な複数言語の専門用語ポータルサイト) の紹介に関し、WIPO は本データベースの重要な機能を紹介するビデオを作製しました。以下のリンク先からご覧頂けます :

<http://www.wipo.int/multimedia-video/en/wipopearl/wipopearl.mp4>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての以下の機関との間の ISA 及び IPEA としての機能に関する改正された取決め（それぞれ括弧書きで示された日に発効）が PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

CN 中華人民共和国国家知識産権局（2015 年 3 月 1 日）

KR 韓国知的所有権庁（2015 年 1 月 1 日）

（中国：英語）http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

（リンク先ページの右側を参照）

（中国：仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html

（リンク先ページの右側を参照）

（韓国：英語）http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_kr.pdf

（韓国：仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_kr.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起、国内手数料の支払いの通知に関する説明

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、以下の新たな請求書が確認されました。

WIPO – World Intellectual Property Office

Search Index Registration Department – Registration of International Patent

この“World Intellectual Property Office”においては、請求書の下部に記載されたあて名と E メールアドレスは世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）のものに非常に似ており、世界知的所有権機関の実際のインターネットアドレスが記載されていました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：pct.legal@wipo.int

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2014 年第 6 号）から “Pioneers of Blue LEDs Dazzle Nobel Committee” の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの “PCT に関する記事” に追加されました。

2014 年のノーベル物理学賞は、青色発光ダイオード（LED）の発明者が受賞しました。赤崎勇氏、天野浩氏、中村修二氏は何れも日本人の教授であり、1980 年代中頃に青色 LED の開発に大きな影響を与えた研究が評価されました。彼らの飛躍的な発明により、品質の良い、高効率な、環境にやさしい光源の開発が可能となり、今では日々の暮らしに欠かせません。2014 年の受賞者の研究は特許出願の急増と技術の急速な進化のきっかけとなりました。PATENTSCOPE で 2004～2013 年で検索すると、2014 年の受賞者により開発された先駆的な技術を含む 8,250 件を超える青色 LED 関連の国際出願が PCT を通して出願されたことが分かります。中村教授は大学研究における PCT の重要性を強調し、こう説明しています。“大学で生まれる技術のほとんどは非常に初期の段階でありそのような技術にとって PCT は重要です。なぜなら、PCT は、商業的なパートナーにとってどの国が重要なのかを決定するかなり前、市場と技術が成熟する間、発明を世界的に保護する機会を与えてくれるからです。”

WIPO マガジンの他の抜粋を含め次のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

また、WIPO マガジン（2014 年第 6 号）の全記事は次のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

実務アドバイス

国際調査機関の見解書で指摘された事項に回答するための非公式コメント提出に関する情報

Q: 国際調査機関の見解書を受け、国際事務局へ非公式コメントを提出したいのですが、非公式コメントに関連する PCT 規則の情報が見あたりません。非公式コメントの提出期限及び、PCT 第 19 条に基づく説明書のように、非公式コメントに文字数の制限があるのか教えてくださいませんか？また非公式コメントは国際出願と共に公開されますか？今後も国際予備審査請求書を提出する場合、非公式コメントは国際予備審査機関へ送付されますか？

A: 2002 年 9 月に開催された第 31 回 PCT 同盟総会にて、国際調査機関（ISA）による新しい形式の見解書の作成に関する PCT 規則が採択されました。同盟総会は、出願人が ISA 見解書に回答するための特別な規定を規則に含まない旨を同意しました。ISA 見解書に対する公式な応答は、国際予備審査手続きの一部として PCT 第 34 条に基づき、国際予備審査機関（IPEA）へ提出される必要があります。しかしながら、国際予備審査請求書が提出されない場合には、出願人は国際事務局（IB）へ非公式ベースでコメントを提出することにより、ISA 見解書に対し反論の機会を得ます。そのような非公式コメントはその後、指定官庁へ送付され、さらに PATENTSCOPE にて閲覧可能となります。非公式コメントである故に、PCT 規則には関連する情報はありませんが、*PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 7.030 (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>) にいくつか情報があり、また関連する PCT 同盟総会文書には有用な背景情報がございます²。

² PCT/A/31/10（パラグラフ 47）及び PCT/A/31/6（パラグラフ 22, 23, 25, 28, 30, 31, 35, 43 及び 44）は次のリンク先をご覧ください：http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=4656

非公式コメントを提出する特別な期限はありませんが、当該コメントを提出できるもっとも早い時期はISA 見解書の作成後であり、優先日から 28 ヶ月の期間内に提出すれば、当該コメントは国内段階移行時に指定官庁で利用可能となります。優先日から 30 ヶ月を過ぎて受理された非公式コメントは、単に IB の一件書類に保存されるだけで、PATENTSCOPE には掲載されず(期限満了後に IB へ提出された他の文書と同様)、指定官庁へも送達されません。国内段階手続きにおいて、何れかの指定官庁が ISA 見解書に対するコメントを考慮するよう希望するのであれば、当該コメントは直接各官庁へ提出する必要があります。非公式コメントの言語に関しては、何れの言語の非公式コメントも IB は指定官庁へ通知(複数言語の場合もあり)し、何れの指定官庁も、該当する場合には、当該コメントの翻訳を要求することができます。

PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正に関する説明書の 500 語を上限とする要件(PCT 規則 46.4)とは異なり、非公式コメントには文字数の制限がありません。また、PCT 第 19 条に基づく補正とは異なり、非公式コメントは国際出願と共に公開されませんが、国際公開日後に PATENTSCOPE (“書類” タブから)にて閲覧可能となります³。非公式コメントは、ISA に送付されず、国際予備審査請求書が提出された場合は IPEA にも送付されません。

非公式コメントは ePCT システム (<https://pct.wipo.int/ePCT>) の “ドキュメントアップロード” 機能を利用して IB へアップロードすることができます。本機能の利用には、基本的な WIPO ユーザアカウントを作成し ePCT パブリックサービスを利用することででき、電子証明書でユーザアカウントの認証をする必要はありません。或は、非公式コメントを次の FAX 番号へ送付することも可能です: +41 22 338 82 70

もし国際予備審査請求書を提出し、非公式コメントとして IB へ送付したコメントを IPEA に考慮してもらいたいのであれば、国際予備審査手続(第 II 章)の一部として、PCT 第 34 条に基づき IPEA へ直接再提出する必要があります。この場合、混乱を避けるため、“非公式コメント” という表示は削除し、コメントには第 II 章の目的のための答弁書である旨を表題に含むことを確認してください。第 II 章の見解書に対する答弁書の提出のための正式な手続きに関する情報としては、IPEA に対して複数の補正や抗弁をすることができますし、また IPEA に口頭で連絡することも可能です。詳細は PCT 規則 66.2 から 66.6 及び 66.8 をご参照ください。国際予備審査請求書が提出されれば、非公式コメントは指定官庁へは転送されませんが、PATENTSCOPE では閲覧可能です。

該当する場合、PCT 第 19 条に基づく説明書と補正書を共に提出することで、及び/または、国際予備審査請求をし PCT 第 34 条に基づく補正書を提出することで、ISA 見解書で指摘された事項に対応すれば、より強力な特許を得られるかもしれません。19 条補正の提出は非公式コメントの提出への追加という形でできますが、異なる形式の提出であることを明確に区別するよう注意してください。上記に述べたように、国際予備審査の目的のための非公式コメントの内容の提出を希望であれば、第 II 章の目的のためであると明確にし IPEA へコメントを再提出する必要があります。

欧州特許庁(EPO)によりすでに調査された先の出願に基づく優先権を主張して受理官庁としての EPO へ提出された国際出願で、EPO が ISA として選択された場合においては、国際出願と共に先の出願に関して EPO へ非公式コメントを提出することが可能です。必要な要件を満たせば、国際調査を担当する審査官は非公式コメントを考慮するでしょう。“PCT

³ 2014 年 7 月 1 日に PCT 規則 44 の 3 が削除される前は、見解書と、出願人が提出したその見解に対する答弁である非公式コメントは共に、優先日から 30 ヶ月の期限満了後においてのみ PATENTSCOPE で閲覧可能でした。

Direct”として知られるこの手続きは、上記で議論される PCT の通常の非公式コメントと混同されませんようご注意ください。(PCT Direct の詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 11 月号の 4 ページをご覧ください。)

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧